教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校教員が児童に対して行った体罰について、 令和7年(2025年)10月24日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校教諭(女性・47歳)・減給1月(10分の1)

〈管理監督者〉

豊中市立小学校校長(61歳)·厳重注意

2 処分事由等

令和7年(2025年)9月4日(木)に体育館で体育の授業中、当該教諭は 授業に参加していなかった被害児童の手を引っ張り、館内のステージ前まで 移動させた。さらに、座って見学させるために、自身の右足で被害児童の左 足を払い、尻もちをつかせた。

これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第 29 条(懲戒)

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」 ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」
- 3 違反法令
 - ・地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止) 「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為 をしてはならない。」